

明石市制限付一般競争入札実施要綱第6条第2項ただし書きに規定する「くじの執行方法、落札となるべき同価の入札をした者の審査方法及び落札者の決定方法」を定める基準

1 明石市制限付一般競争入札実施要綱第6条第2項ただし書きに規定する「くじの執行方法、落札となるべき同価の入札をした者の審査方法及び落札者の決定方法」について、以下のとおり定める。

(1) 郵便方式案件における「くじの執行方法、落札となるべき同価の入札をした者の審査方法及び落札者の決定方法」

郵便方式案件においては、事後審査に必要な提出書類の全部が専用封筒に同封されていることから、下記の流れで行う。

- ① 開札後に落札となるべき同価の入札をした者（以下「同価の入札者」という。）の資格審査を、提出書類を含めて全て行う。
- ② 資格審査の結果により、参加要件を満たす同価の入札者（以下「有効な同価の入札者」という。）又は参加要件を満たさない同価の入札者（以下「無効な同価の入札者」という。）に分別する。
- ③ 「有効な同価の入札者」の決定及び「有効な同価の入札者」によりくじを執行することについての決裁を財務室の契約を担当する課長等（以下「契約担当課長」という。）に受ける。
- ④ 決裁終了後、下記の内容を同価の入札者へ電話連絡する。
  - i 「有効な同価の入札者」と決定した者については、くじの執行日時
  - ii 「無効な同価の入札者」と決定した者については、入札が無効となった理由（くじに参加できない理由）及び入札結果表に無効の理由が表記されること
- ⑤ くじの執行においては、全ての資格審査が終了していることから、
  - i 落札者を決定するためのくじ（以下「本くじ」という。）を引くための順番を決めるくじ（以下「予備くじ」という。）を引く。
  - ii 本くじを引く。
  - iii 本くじで「落札」のくじを引いた有効な同価の入札者を落札者とする。

(2) 電子方式案件における「くじの執行方法、落札となるべき同価の入札をした者の審査方法及び落札者の決定方法」

電子方式案件においては、事後審査に必要な提出書類の全部又は一部が入札書とともに送付されていることから、下記のA又はBのいずれかの流れで行う。

A 事後審査に必要な提出書類の全部が提出されている場合  
上記（1）と同様の流れで行う。

B 事後審査に必要な提出書類の一部が提出されている場合

- ① 同価の入札者の資格審査を、提出書類を含めて行う。（以下「1次資格審査」という。）

- ② 1次資格審査の結果により、有効な同価の入札者又は無効な同価の入札者に分別する。
- ③ 「有効な同価の入札者」の決定及び「有効な同価の入札者」によりくじを執行することについての決裁を契約担当課長に受ける。
- ④ 決裁終了後、下記の内容を同価の入札者へ電話連絡する。
  - i 「有効な同価の入札者」と決定した者については、くじの執行日時及びくじの執行場所に追加で求める提出書類を持参すること
  - ii 「無効な同価の入札者」と決定した者については、入札が無効となった理由（くじに参加できない理由）及び入札結果表に無効の理由が表記されること
- ⑤ くじの執行においては、事後審査に必要な追加で求める提出書類があることから、
  - i 追加で求めた提出書類の提出を受ける。
  - ii 本くじを引くための予備くじを引く。
  - iii 本くじを引く。
  - iv 本くじで「1」のくじを引いた有効な同価の入札者から順に、追加で求めた提出書類の資格審査（以下「2次資格審査」という。）を行い、当該審査において最初に参加要件を満たした者をもって落札者とする。

2 上記1の（1）又は（2）に規定する落札者がなかった場合は、明石市制限付一般競争入札実施要綱第6条第2項本文の規定により落札者を決定するものとする。

附 則

この基準は、平成20年1月7日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。